

2022年度 第1回理事会次第

日時：2022年5月15日（日）10:00～

会場：千葉県社会福祉センター5階 大研修室
ZOOM会議

1. 出席者及び資料の確認

2. 開会

3. 会長挨拶

4. 議題

(1) 会長と三役会からの報告

・事務局人事について

(2) 各委員会報告事項に対する質疑

・資料を事前送付いたしますので、ご確認いただき、理事会での各委員会からの報告は、重点事項や記載のない内容に絞っていただきますようお願いいたします。

(3) 議事

①2022年度総会資料（案）について

・2021年度事業報告・決算報告について、役員の選任について

②規則の変更（案）について

③経営戦略会議からの報告について

④システム（神奈川県社会福祉士会視察）導入について

5. 閉会

次回理事会予定 第2回理事会 令和4年6月26日（日）10:00～

※同日午後13:30～第10回定時総会

場 所 千葉県社会福祉センター大研修室
ZOOM会議

【添付資料】

- ①別途ダウンロードおよび添付 PDF データ-2021(R3)事業報告 (案)
- ②別途ダウンロードおよび添付 PDF データ-2021(R3)決算報告書 (案)
- ③別途ダウンロードおよび添付 PDF データ - 役員候補者名簿 (案)
- ④別途ダウンロード - 4月新入会(36名)および転入(2名)報告
- ⑤別途ダウンロードおよび添付 PDF データ - 第1回理事会資料
- ⑥別途報告 - 会計監査報告書

【理事会議事・承認依頼】

- ① 2021(R3)事業報告 (案) 参照
 - ・ 2021(R3)事業報告 (案) について、理事会の承認を求めます
- ② 2021(R3)決算報告書 (案) 参照
 - ・ 2021(R3)決算報告書 (案) について、理事会の承認を求めます
- ③ 役員候補者名簿 (案) 参照
 - ・ 一般社団法人千葉県社会福祉士会の次期役員候補者を総会議案とすることについて、理事会の承認を求めます
- ④ 新入会および転入報告 : 4月について、新入会 36名 (入会年度内 30歳以下 2名含む)、転入 2名について、理事会の承認を求めます

参考 :

(定款 5 条 1 項より)

第 5 条 正会員 社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和 6 2 年法律第 3 0 号。以下「法」という。) 第 2 8 条の規定により社会福祉士の登録を受けた者であつて、千葉県内に住所又は勤務先を有し、本会の目的に賛同して入会した者。

(定款 6 条 1 項より)

(入会)

第 6 条 正会員、準会員及び賛助会員として入会しようとするものは、理事会の決議を経て会長 (第 1 2 条第 3 項に規定する会長をいう。以下同じ。) が別に定める入会申込書を会長に提出し、総会が定める基準により、理事会の承認を得なければならない。

◇千葉県社会福祉士会会長職務執行状況 2022年3月14日～2022年5月14日

【活動報告】

- 3月16日(水) 新歓道場(ZOOM)
19日(土) 千葉県弁護士会こころと暮らしの相談会(木更津)
4月1日(金) 福祉と司法の千葉県連絡会
9日(土) 経営戦略会議(ZOOM)
21日(木) 千葉県児童家庭課虐待DV研修講師(ZOOM)
23日(土) SSWお茶会(ZOOM)
26日(火) 三役会(ZOOM)
28日(木) 淑徳大学講義
5月1日(日) 経営戦略会議
10日(火) 三役会(ZOOM)
12日(木) 千葉県児童家庭課虐待DV研修講師(ZOOM)

◇各種委員会等

【委員推薦】

- 2022年3月15日～2024年3月15日 匝瑳市社会福祉協議会
匝瑳市社会福祉協議会法人後見運営委員 常陸谷 政彦氏
- 2022年4月1日～2023年3月31日 流山市社会福祉協議会 流山市成年後見推進センター
地域ネットワーク会議委員 古澤 肇氏
- 2022年4月1日～2023年3月31日 柏市社会福祉協議会 かしわ福祉権利擁護センター
令和4年度候補者調整会議 出席者 四ノ宮 章氏
- 2022年4月1日～2023年3月31日 市川市社会福祉協議会
アドバイザー 三橋 俊一氏、池田雅弘氏、石崎麻美氏
- 2022年6月2日～2024年3月31日 船橋市 地域包括ケア推進課
船橋市権利擁護に関する事例検討会議構成員 赤堀 久理子氏
- 2022年6月1日～2023年3月31日 柏市役所地域包括支援課 柏市権利擁護ネットワーク会議
(全体会)、高齢者に関する専門部会委員、成年後見制度に関する専門部会委員 古澤 肇氏
- 2022年4月1日～2024年3月31日 松戸市社会福祉協議会
松戸市成年後見制度利用促進協議会委員 小川 晴雄氏
- 2022年4月1日～2024年3月31日 浦安市 障がい事業課
浦安市高齢者・障がい者権利擁護協議会委員 長尾 景子氏

【講師派遣】

○2022年6月16日 富里市中部東地域包括支援センター 富里市介護保険事業者連絡会講師
講師:秦野隆治氏ほか1名

◇その他の活動

○(決議の省略) 千葉県社会福祉協議会 令和3年度第1回理事会 会長 澁澤 茂(同意書 郵送)

○書面のみ、開催しない 千葉県介護福祉士会 千葉県介護福祉士会総会

○来賓無し開催 2022年5月25日 千葉司法書士会 令和4年度(第62回)定時総会懇親会

○2022年5月7日 日本社会福祉士会 第二期成年後見制度利用促進基本計画説明会
四ノ宮 章氏、ほか11名出席

○2022年5月15日 日本社会福祉士会 2022年度 第1回 全国生涯研修委員会議
浅見 雅人氏出席予定

○2022年5月19日 松戸市常盤平地域包括支援センター 地域包括ケア推進会議
小野恵美子氏出席予定

○2022年5月29日 日本社会福祉士会
高齢者・障害者虐待対応に関する事業説明会(オンライン) 市原 久夫氏出席予定

○2022年6月4日 日本社会福祉士会 2022年度 第1回生涯研修センター協議会
樽林 元樹氏出席予定

○2022年6月12日 日本社会福祉士会 2022年度実習指導者講習会講師養成研修
(5/16~6/19 視聴含む) 浅見 雅人氏参加予定

**** 会員情報 ****

4月30日現在正会員:1,546名(新入会:36名、転入:2名、退会43名、転出4名、資格喪失2名)
準会員3名、賛助会員2名

6回経営戦略会議

日時：R4.5.1（日）16：20～

場所：千葉県社会福祉士会事務局会議室及びZOOMミーティングルーム

出席者：渋沢、宮本、山口、古澤、樽林、及川、四ノ宮、谷口、秦野、前田、宮下、市原、岡本、堀江

1. 活動費（報酬）について

1) 山口理事が作成した一覧表を参考に各委員会事に活動内容の詳細、報酬支払い状況について確認。

①活動内容の確認

ぱあとなあ通常業務…会議、研修手伝い

②報酬支払い状況の確認

会議の報酬等の支払い状況について共有

ぱあとなあ：委員会内会議出席者へは支払われている

企画部会：世話人会では、特に報酬支払われていない

地域集会の運営補助がある

広報部会：編集会議等への出席や編集等の1作業毎に支払われる

研修：交通費

総合相談：報酬支払いなし

司法福祉：交通費

災害対策：外部会議参加の際、交通費のみ

※支払いのためのルールを作るにあたっては、予算との兼ね合いもあることから、次期理事に検討を引き継ぐ。

2) 報酬規程内の文言について整理を行い、共通認識を持つ必要がある

①委員会等の補助組織（理事会の承認があれば、報酬支払い可能）

ICT委員会等、総会で承認されている委員会とは別に理事会で承認されて設置されているもの

3) 結論

①各理事が各委員会の事業・活動内容を把握し、どう報酬が支払われているかの改めて共通認識を持つ。

②報酬については、活動報酬、講師報酬共に報酬規程に準ずる形とする。

※講師については、会に所属しているか否かは問わない。

2. 5/15 理事会について（新任理事が、出席予定）

1) 委員会について

・各委員会の紹介（活動内容、業務内容の紹介）を行い、参加したい委員会について意向確認を行い、各担当者より、引き継ぎを実施。

⇒現理事、各委員担当者は、委員会活動について報告する書類の作成を行っておくこととする。

2) あり方委員会・経営戦略会議の結果等について

・これまでの議論の結果をまとめ、課題や方向性について、現任理事・新任理事で共有。

Ex) 千葉県社会福祉士会 10 年ビジョン、魅力アップ組織力向上委員会、各委員会の再編

・今後の方向性については、現体制で優先順位をつけるところまで行い、議論の展開方法や構成員等についての検討は、新体制に引き継いでいく。引き継いだ後も、現体制メンバーは、協議への協力を継続していく。

3. 総会について

・令和 3 年度決算・事業報告、令和 4 年度予算・事業計画、新理事の説明および承認

・あり方委員会、経営戦略会議の内容を報告（理事会で決定された千葉県社会福祉士会 10 年ビジョン等の内容）

（意見）

・総会の場または、地域集会等の開催を通して、会員に意見を求めてはどうか？

以上

令和3年度第1～6回経営戦略会議 まとめ

開催日

令和3年10月16日、12月12日

令和4年2月13日、3月13日、4月9日、5月1日

一般社団法人千葉県社会福祉士会「事業と予算のあり方」について(報告書)に基づき、現在取り組めること、また取り組みに向けての方向性について、経営戦略会議で議論し整理を進めた。

※経営戦略会議のメンバーは、現内部理事、監事、相談役、事務局次長、元理事 計21名で行った。

○実施済みまたは今年度中(今期6月迄)に実施できるもの

●中期的スパン(2年程度)で議論するもの

■長期的スパン(4～5年)で議論するもの

→担当部署

1. 財政基盤の強化のための組織率の向上について

「魅力アップ・組織率向上委員会」「千葉県社会福祉士会10年ビジョン」

●三役会を中心に議論し、次期任期中で、理事会で決定する。

(1)入会促進及び退会抑制について

○若年層の入会金及び会費免除

→次年度から実施。

○社会福祉士試験受験者向けの地域集会

→R3.3.16開催。

R4に向けて、世話人会議で、新規入会促進と、入会し方の受け皿づくりを議論した。

(2)魅力ある組織づくり(委員会の再編等)

○小規模な研修(講師謝礼1万円まで)

地域集会要綱見直し

世話人が認めれば、地域集会として位置付けるため要綱改訂案を企画部会で検討し、今期理事会で図る。

●大規模な研修

会に持ち込み、企画できる仕組みを検討する

●委員会の再編

総合相談委員会、研修委員会について、今後に向けた委員会の位置づけ、役割の見直し、委員会全体の再編の検討をする

2. 事業のあり方について

(1)公益事業について

●広義にとらえ、積極的に取り組む

(広義)会として、広くみんなのための取り組み

(狭義)公益目的支出 ※一般社団法人として会の財産をとって報告を出しているもの。(例)ばあとなあ電話相談、災害派遣、ホームレス巡回相談 既に実施

(2)研修等の会員を対象とした事業について

●研修内容の見直し

→研修委員会、他各委員会

現状、基礎研修、ばあとなあ等、日本会等からの指定カリキュラムを開催、運営することで精一杯の面がある。新しい会員向けのメニューの検討は難しい現状がある。会員のニーズに合わせた新たな研修を企画できる体制づくりも踏まえ検討する。

(3)受託事業について

●■委託事業の拡大

(現状)

・県からの障害支援専門員研修受託

他の主体が積極的になってきており、本会としては積極的に手を挙げない、

・地域包括支援センターの現任研修

担い手となれる人がいるかどうかで判断

・高齢者虐待現任研修、虐待対応チーム派遣

現状で実施中。一部、外部委託を検討。

3. 予算について

(1)予算編成について

(参考意見)予算編成における上限設定等新たな取り組みの検討

○あり方委員会等で、予算削減に向けた意識づけが進んだため、各委員会、予算作成時に積算根拠を綿密にし、削減に向けた調整がしやすくなった。

(2) 予算(事業)執行について

○年度途中の執行状況の確認

予算作成の前には、決算見込みの状況をしっかり抑えたうえで、各委員会、理事会で執行状況を把握したうえで調整する。年度途中での予算の執行状況については、理事会で確認をしていく方向とする。

4. 事務費等の管理経費について

(1) 役員等に対する報酬について

●会員の活動報酬

・現状をもとに、活動報酬、講師謝礼一覧を作成した。理事会で共通認識を図る。

②役員報酬について

●赤字予算解消されたため、理事の報酬辞退はしなかった。

●報酬等に関する規則改定案を作成し総会へ諮る

(事務局職員のマネジメント、決裁権者との調整、事務局職員が行った事務処理の決裁確認のため、事務局において事務処理を行った場合 1800円/h)

(2) 管理的経費について

①事務費について

○ICT化の検討

プロジェクトチームで神奈川県社会福祉士会へ視察、今後、新たな管理システムや仕組みの導入の検討をし、ICT活用による事務業務の効率化、申し込み手続き等の簡略化に繋がるよう進めていく。会全体でのプロジェクトチーム等を検討し、推進していく。

○家賃コスト、人的コスト削減のための事務局を外部委託という議論もでていたが、他のコスト抑制で収支がとれたため、なしとなった

●会の活動、業務について、一部委託が効果的な場合には、その都度検討する。

②業務管理について

○役員が週2回、1日4時間を目安に事務局で作業した場合の報酬額を規定、1800円/hで、理事会に提案

(3) ばあとなあ千葉に関する業務運営について

●受任会費の使途と事務執行体制について

→受任会費の使途拡大や上限、事務分担については、運営委員会へ検討、提案→理事会へ

(4) 会員管理及び会費徴収事務について

○現状維持

5. 日本会提案書について

→省略

6. その他

(1) 政策提言能力の向上

○●委員の推薦について

→推薦要件、任期の問題等あり方の検討が必要。

→三役会

□講師/シンク

組織率向上委員会、委員会再編と併せて長期的に検討していく

(2) 会員の交流促進

○地域集会のあり方を柔軟にすることで活性化をはかる。

(3) 「談話室」の開設

○土日の理事会後オンラインなどを活用し、会員に理事会を傍聴してもらい、理事会後に時間を設け、意見交換等を実施していく提案あり。

事務局に談話室を設け、会員との交流を図る提案もあり。また、日常の中でのやりとりの中でのコミュニケーションでよいのではという意見もあり。

補助組織活動報酬一覧

部会	活動内容	報酬額
ばあとなあ	コーディネート作業	1件当り1500円 (2022年度予算480件)
ばあとなあ	会議	4 時間まで 2500円 4 時間以上 5000円
ばあとなあ	研修手伝	4 時間まで 2500円 4 時間以上 5000円
ばあとなあ	活動報告書読み込み・コメント作業	定期報告：1 件350円 (2022年度予算1800件) 都度報告：1 件150円 (2022年度予算800件)
ばあとなあ	電話相談	待機 (6時間拘束)：2000円 (2022年度予算120日)
ばあとなあ	電話相談	相談：1 件当り1000円 (2022年度250件)
企画部会	イベント手伝い	半日2500円 (福祉キャラバン・拡大地域集会) (受付、会場設置、司会進行、記録)
企画部会	会議	2～2.5時間 2500円 (進行、記録、ZOOM)
研修	課題読み込み	〔基礎Ⅰ〕 1 本400円〔基礎ⅡⅢ〕 1 本300円
研修	活動報告書読み込み	1件350円
研修	研修手伝	〔スタッフ+ファシリ〕 5000円 〔ファシリ〕 2000円〔パソコン加算〕 3000円
広報部会	会議、編集、校正、挿絵	1 作業工程1000円
災害対策委員会	各種会議出席発表等	1 回2500円
司法福祉	研修手伝	1 日5000円、半日2500円

▶報酬等に関する規則

- ・ 4 時間まで 2,500 円、4 時間を超え 8 時間まで 5,000 円、以後 4 時間ごと 2,500 円加算を基準
- ・ 拘束時間により算出
- ・ 理事会の決議に基づき第一項に定める基準の 2 倍を超えない範囲

▶上記以外に報酬を設定する場合、報酬等に関する規則 (規則第 4 号)、講師料等支払規程 (規程第 14 号) を踏まえたうえで、予算案を理事会に諮り承認を得ること。

▶報酬及び費用弁償の対象となる会務

- ・ 役員が、定款第 13 条に定める職務を執行し、又は理事会が特に必要と認める業務に参加
- ・ 役員が、本会の所属又は参画する外部組織の会議他連絡調整等のために会長の命を受けて出張
- ・ 委員会等の補助組織の構成員としてその会議に出席し、又はその業務に参加すること。但し、会議への出席は特に理事会の承認を得ない限り報酬の支払いの対象としない。
- ・ その他会長が特に報酬の支払い及び費用弁償することを承認して行う事業等に参加

▶報酬の支払い及び費用弁償の対象としない場合

- ・ 定款による機関及び補助組織の構成員としてではなく、単なる傍観者として参加
- ・ 本会以外から報酬、謝礼又は費用弁償を受けられる
- ・ その他あらかじめ報酬の支払い及び費用弁償の対象としない旨告知された事業に参加

講師料一覧

部会	活動内容	報酬額
企画部会	地域集会補助金	講師料1万
研修	このゆびとまれ	1日1000円
研修	講師	1時間1万円、3時間2万円、4.5～6時間4万円

▶講師料は講師料等支払規程（規程第14号）別表のとおり、1時間までの講義 1万円、1時間を超える講義 30分ごとに5千円を加算

▶上記によりがたい場合は、講師の職歴・実績・著名度等を勘案し、別表1の金額の2倍の範囲内で支給することができる。その場合には本会理事会にはかり、決定するものとする。

▶本会の正会員が講演、講義等を行った場合の講師料は、講師を招聘しようとする担当理事が必要と判断した場合、講師の同意を得て講師料を減額することができる。

▶講師の旅費は、原則として、最も合理的な順路によって要する交通費の実費を支給する。講師がやむをえない事情によりタクシーを利用した場合は、担当理事の承認を得て、タクシー利用料金の実費を加算するものとする。

▶講師の宿泊費については、担当理事が必要と判断した場合に、実費を支給が可能

▶上記以外に報酬を設定する場合、報酬等に関する規則（規則第4号）、講師料等支払規程（規程第14号）を踏まえたうえで、予算案を理事会に諮り承認を得ること。

企画部会

【報告事項】

ア、企画部会

- ① 今年度部会員名簿最終確認中
- ② 日本会作成入会促進パンフをML通じて世話人へ伝達
- ③ 4月23日(土)10:00-12:00 SSWerから意見聴取(下記ウ-④および別紙報告書参照)

イ、地域集会

《予定》

- ・ 第八十九回『福祉道場』+浦安市川松戸地区合同地域集会5月18日(水)19:00~21:00 Zoom【事例道場~自分の仕事を知ってもらうには~】
- ・ 印旛・佐倉地区合同地域集会7月18日(月)午後 海の日=ソーシャルワーカーデイに合わせ開催。対面形式を想定。会場未定
- ・ 船橋・習志野地区合同地域集会8月27日(土)10:00-12:00 Zoom「キャンパスソーシャルワークとは~大学における社会福祉士採用」+会員交流

ウ、他職能団体との協働研究

①ソーシャルワーカー3団体協働事業

- ・ 特になし

②福祉と司法の千葉県連絡協議会

- ・ 「貧困問題に関する懇談会」4月22日(金)18:30~20:00 Zoom ①ちば子ども若者アフターケアネットワーク安井飛鳥、斉藤由美、②全国一斉生活保護ホットライン報告澤田弁護士、③ギャンブル依存症問題を考える会宮本雄二
- ・ 「福祉と司法の連絡協議会」4月1日(金)18:30~19:30 Zoom
- ・ 外国人の生きる権利を考える 5月24日(火)18:30~Zoom(別紙参照)

課題:「貧困問題に関する懇談会」の開催案内が直前であり参加者も絞られていること。拡大を検討したい。

④ スクールソーシャルワーカー関連

- ・ 4月23日(土)10:00-12:00ZOOM 情報交換実施。4名のSSWerが参加。今後3つの事項を行っていく。1. 県に現場の声を届ける、2. 子ども・若者支援担当部署設置のため準備する、3. 8月再度情報交換する。(別紙参照)

【検討事項】

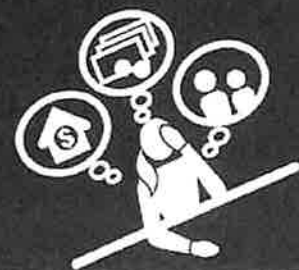
- ・ 委員会再編の検討の際にスクールソーシャルワーカーを含めた子ども・若者支援を担当する委員会あるいは部会設置を検討してもらいたい。

【理事会決議・承認依頼事項】

- ・ 地域集会開催要綱第4条の変更:下線部分を付け加える
- ・ 理由:第5回経営戦略会議に基づき、地域集会のあり方を柔軟にすることで会員発案の小規模な研修の実施を可能にし、集会の活性化をはかり会員の交流を促進するため。

旧	新
<p>第3章 地域集会の開催</p> <p>第4条 地域集会の内容について次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 形式（講演会、勉強会など）やテーマについては、各地区の世話人を中心に企画することとする。</p>	<p>第3章 地域集会の開催</p> <p>第4条 地域集会の内容について次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 形式（講演会、勉強会など）やテーマについては、各地区の世話人を中心に企画することとする。<u>なお会員の自主的な企画であっても世話人が認めるものであれば可能とする。</u></p>

外国人が千葉で起こした 生きる権利を訴える 裁判から考える



2022年 5月24日(火) 18:30~

Zoomによるオンライン配信

開催趣旨

医療がないと生きていけず、
在留資格の問題で働けな外国人に
生活保護を求める裁判が、
2021年12月に提訴されました。

2022年3月に第1回裁判、第1回シンポジウムを開催。
外国人が日本でどのように暮らしているか、
困っている人の状況について話し合われました。

外国人支援をしている団体同士で連携すること、
制度的な理解や関心・共感を大きく広げること、
両面について議論を続ける重要性を確認しました。

ともに議論を続け、関心を広げていきたいです。

プログラム

- 1 外国人の生活保護訴訟 報告
原告・代理人弁護士 及川智志
- 2 ディスカッション
報告を受けて、参加者全体で
ディスカッション

参加方法・お問い合わせ

参加方法：下記QRコードより



お申し込みいただいた
アドレスにZoomのURLを
お送りいたします

お問い合わせ：担当 渋沢茂

sigeru.sibusaawa12@gmail.com
タイトルに「外国人集会について」
と記載願います

お電話をご希望の場合、
電話番号をメールでお教えください



スマートフォンで
読み取っていただくと
簡単にメールできます

5/24 11:30~千葉地方裁判所601号法廷で本件の裁判が開かれます
傍聴が多いと、裁判官に社会的な注目度をアピールでき、後押しに
11時ごろから千葉地裁6階にて傍聴券配布予定

主催：外国人の生きる権利を考える会

呼びかけ人(50音順)：及川智志 倉岡真希 桑田久嗣 渋沢茂 常岡久寿雄 秦野隆治 松田裕児 柳田月美 和田大史

千葉県社会福祉士会企画部会 SSW との情報交換 報告

日時：4月23日（土）10時～12時

方法：オンライン

参加者：4名 ※課題等伺っているので、地域、名前等は伏せています。

他、社会福祉士会から 渋沢会長（途中から）、古澤副会長、秦野企画部長、山口

【趣旨説明】

会として、SSWの支援としてできる活動がないか。活動の中で大変なところ、課題をおつたえいただきたい。小中高の現場実践の感覚を皆さんから聞かせていただきたい。

【社会福祉士会としてお伝えしたこと】

- ・社会福祉士ではないSSWもいるが、そこも含めて、会として何ができるか考えたい。
- ・子供若者支援の担当部署を作っていきたい。まずは、準備部門を設置し、現場の方と意見交換を重ねていきたい。今年度途中でも必要があれば、予備費を活用し事業を展開することができる。

【参加者自己紹介】

- ・県SSW派遣型
- ・県SSW派遣型
- ・社会的養護のアフターケアをしている。弁護士としても活動。
- ・市SSW
- ・児童家庭相談センター 開設（渋沢会長）
- ・社会的養護を経験した若者支援 受託（古澤副会長）

【課題】

- ・特別支援学校はニーズが高いが、派遣ルートが違うので、SSWの派遣申請が複雑。
- ・学校の先生が気づかずに、親からの提出物の調整等を子どもにことづけすることで、ヤングケアラーを生み出している現状がある。
- ・市町村、県のSSWとのすみわけが課題。今は、学校の判断にゆだねられている。スクリーニングが必要。地域制、個別の問題でいうと、抱えている内容の違いがある。
- ・スクールロイヤーとして動きたいが、学校とのへだたりを感じている。
- ・市SSWと県SSWとでは動き方が違うので一括りでは考えられない。

【意見交換】

- ・学校現場に理解が広がっていない。先生たちの理解をどう広げるか。
- ・SSWとどう連携したら分からないからか、先生に便利に使われて感がある。
- ・県、中核がコーディネートして高校に作った居場所カフェ（県内5か所）に、担任の先生から生徒をつないでもらうことで、そこから支援につながった。介護の魅力を伝える場として、居場所カフェを活用したいという意見があった。
- ・世の中が考えているSSWと、現場とは違うところがある。

・市にSSWが設置されているところでは、市では、小中学校義務教育の支援、県は高校中心に支援に動いている。

【社会福祉士会に期待すること】

- ・SSWの魅力伝えてほしい。
- ・専門職としての仕事についていない社会福祉士をどう地域単位で引き上げていくのか
- ・中核が若者支援として関わることが納得できる。
- ・情報共有の機会を社会福祉士会で設定すると感心が高まってくるのでは。
- ・会で何をやるのか。小さいところからやっていくのがいいのでは。
- ・活動を発表する場をまとめるということも役割としてあるのでは。
- ・スクールソーシャルワーカーの活用が進んでいる地域と、活用が進んでいない地域の差がでており、県にその調整を図ってほしい。
- ・年度またぎは課題が多いが、今の仕組みでは、SSWの支援が途切れがちになっている。
- ・現任のSSWだけに限定せず、児童養護施設、児童相談室、中核、児童家庭支援センター等、枠組みで考えてほしい。
- ・子ども若者支援と考えると、児童相談所、家児相が子どもの安全を守るところになっているが、広い意味で子どもの権利を守る取り組みを進めていけたらと思う。
- ・SSWは今、過渡期。地域によっては、予算執行上、組織系統に違いがあり、連携がイメージしづらい部分がある。相手が情報共有連携のイメージできるようにしていくようにしなくてはと思う。
- ・未成年後見人の担い手がいないことで、広がっていない。そのために、ネットワーキング、マッチング、アフターフォローを含めて、取り組みを進めているが、社会福祉士会との連携を考えたい。
- ・SSWとしての実践報告など、社会福祉士会に還元していきたい。
- ・個人からだど、組織の中から動かせないものがあるので、会として動いてくれると嬉しい。

【今後のスケジュール】

①情報交換の内容を、理事会へ報告

②会長を通じ把握した課題を県へ共有

※統計をとったものではないが、現場のSSWとの情報交換の場で課題として伺った

③子ども若者支援の担当委員会の設置に向けた準備部門の設置調整

④8月 SSW+子ども若者支援の関係機関の方を含めた意見交換

【報告事項】

1 新部長交代調整（総会後）

俵はるみ

2 点と線発行の進捗

第109号について 7月下旬→8月上旬

※総会後の記事調整のため

1 p	表紙
2 p	新会長 あいさつ
3～7 p	特集記事 新理事紹介 300文字×15人 「自分の栄養分」※5月末までで依頼 (人間性を知りたい。自分らしさが出せる。仕事以外、オフの楽しみ)
8 p	社会福祉士のわ
9 p	トピックス 1200字 社会福祉士って楽しいんだなと思ってもらえるような記事
10 p	コーヒープレイク 岩間太一の温泉逍遥 + 広告募集
11 p	地域集会『福祉道場』
12 p	事務局だより

2 令和4年度 点と線発行年間予定

	109号	110号	111号
編集会議	4月中旬	8月上旬	11月下旬
原稿締切	5月下旬	9月下旬	1月上旬
入稿	6月下旬	10月下旬	2月下旬
同封物原稿締切 事務局へデータ入稿	6月末	10月末	2月末
発送	7月下旬→8月上旬	11月下旬	3月下旬

【協力依頼】

収益確保に向けて 点と線への広告掲載を募集しております。

広告掲載を検討して下さる事業所等に相談の連絡を入れたいので、山口まで紹介してほしい。

一般社団法人千葉県社会福祉士会 広告募集掲載要綱

	機関紙「点と線」	
	(1) 広告掲載	(2) 配布物同封
発行時期	7月下旬、11月下旬、3月下旬	
配布方法	(紙面) A4版12頁 (配布先) 会員、関係機関、福祉事業所 (部数) 郵送(会員1000部、関係機関1500部) メール約500部	

掲載内容	誌面一部（表紙下部、裏表紙下部）に掲載 ※約3000部（各号の広告枠は全8枠） 1枠横4.5cm×縦5.0cm	会員宛て発送物に同封 ※約1000部(2)①A4 1枚 ②冊子（25g以内）
掲載料	1枠1回表紙11,000円 裏表紙10,000円	①A4 1枚 5,000円 ②冊子（25g以内）1冊 25,000円 （定形外120→140円×1000部+収益分）
広告原稿	広告枠のデザインをPDFデータで提出	印刷物1000部を指定の場所へ提出すること
提出期限	掲載号発行月の前月の1日まで	発行月の1日まで

研修委員会

【報告事項】

基礎研修申し込み状況 (2022.5.7現在) 申し込みは終了

基礎研修Ⅰ受講者希望 61名 (定員は50名)

基礎研修Ⅱ受講者希望 50名 (定員は50名)

基礎研修Ⅲ受講者希望 33名 (定員は50名)

2022年度「生涯研修委員担当者」 浅見雅人
「実習指導者講習会担当者」 田尻真人

ばあとなあ千葉

【添付資料】なし

【活動報告】

2022年度第1回運営委員会【2022年4月27日（水） 16:00～18:30分（ZOOM）】概要

◆出席者（運営委員 10名/15名）

浅見・石橋・今川・越後谷・朽名・倉下・佐野・四ノ宮・古澤・吉田 【書記】倉下

- ・資料：「2021年度事業概況及び2022年度事業計画について（ばあとなあニュース4月号原稿）」
「県社士会2021年度事業報告（ばあとなあ千葉部分）」
「次期運営委員候補、協力員候補の募集について（ばあとなあ千葉ニュース4月号原稿）」

I 報告事項

□部会・担当報告

- ・委員長：第7回（3月13日）理事会報告：2021年度補正予算、2022年度事業計画及び予算承認
推薦理事承認、事務局員採用報告等
- ・研修：3月研修実施なし。
- ・コーディネイト：昨年度の家裁からの推薦依頼件数は約520件。コーディネイト業務増大しており、
- ・業務管理：2月の活動報告書、未提出3人。後見人等の受任中案件は1,772件（対前年約100件増）
- ・報酬助成：昨年度の申請案件は14件。11件給付可、1件給付不可1件、未審査3件。
- ・ICT関連：千葉県社士会として、神奈川県社士会の情報システムの訪問調査に行く。活動報告書提出、研修申込等のデジタル化等、今後、導入を目指したい。
- ・その他：3月より電話相談申込票WEB掲載。火、木以外での電話相談機会拡大に繋げたい。

II 議 題

- 1 2021年度事業報告（案）の確認（理事会・総会提出分）
修正、追記等あれば、運営委員長に連絡頂くことに。
- 2 2022年度事業計画の確認
現時点での計画変更等あれば、運営委員長に連絡いただくことに。
- 3 各部会の今年度事業計画等
 - ・研修：早急に今年度の研修実施計画と研修受講要件等、登録員へ情報提供する。
 - ・コーディネイト：コーディネイターの人材確保、コーディネイト業務の今後の在り方検討急務。
 - ・業務管理：2月の活動報告書のスキャン、近く終わる。その後、担当者の読み込み作業始めるが必要があれば、個別面談は随時実施していくことに。
 - ・報酬助成審査会：昨年度申請案件の審査は7月に。今年度の審査会は、7月、11月、3月の3回としたい。
 - ・ICT関連：県社士会の事業の一環として、活動報告書提出のデジタル化の準備等に取り組む。
- 4 次期運営委員会の体制について

2022年度第1回理事会（2022年5月15日）資料

6月の理事会で、ばあとなあ千葉担当の理事（運営委員長等）改選となる。今後の運営委員会体制も改組となる。業務量も増大しており、新たな運営委員・協力員の確保に努めることに。

5 その他

- ばあとなあ千葉ニュース4月号、5月11日発行予定。
- 「登録員のしおり」の改訂、各部会で作業進めていくことに。
- 2022年度の運営委員会日程、原則はm理事会の2週間前の木曜日・夕刻とする。
次回（第2回）は、6月16日（木）16時30分
- 5月7日、日本社会福祉士会の「第2期成年後見制度利用促進計画説明会」のパネルディスカッション（オンライン）あり。

【添付資料】

資料1：2022年度 「刑事司法ソーシャルワークの実務・基礎編」案内

資料2：司法福祉委員会の現状

【報告事項】

2022年度の認定研修について、例年通り千葉県弁護士会との共催で行います。

コロナ対策もあり、会場とZOOMのハイブリッド研修を予定しています。

【理事の皆様へ依頼】

基礎研修Ⅲを終了した方々や中核支援センター及び包括支援センター、定着支援センター等再犯防止に関係する機関で活躍中の社会福祉士の方々及び興味のある方々へ御案内をお願い致します。

ハイブリット研修

会場受講・オンライン受講
受講方法が選択できます

2022年度 千葉県社会福祉士会司法福祉委員会
刑事司法ソーシャルワークの実務・基礎編

千葉県社会福祉士会司法福祉委員会では、触法高齢者や障害者の権利擁護活動として、弁護士会と連携して福祉的支援につなげるマッチング支援事業を進めています。今回の「刑事司法ソーシャルワークの実務」を学びの第一歩として、刑事司法という新しい領域に挑戦してみませんか。

- 日 時 2022年7月23日(土) 12時20分～18時30分
2022年7月24日(日) 9時00分～16時10分
- 会 場 千葉県弁護士会館(千葉県千葉市中央区中央4-13-9)
- 受 講 費 15,000円
別途テキスト代「刑事司法ソーシャルワークの実務」日本加除出版 3,200円(税込)
- 定 員 40名(先着順) 申込締切日6月19日(日)
- 受講対象 高齢者や障害者等の支援をしている社会福祉士
- 主 催 一般社団法人千葉県社会福祉士会
- 申 込 裏面の申込書または、ホームページに掲載の申込書にてお申込みください。

講座内容		
	時間	科目
7 月 23 日 (土)	12:20～12:30	オリエンテーション・挨拶
	12:30～13:30	刑事司法ソーシャルワークの実務
	13:40～15:10	再犯の現状と対策の今
	15:20～16:20	被害者支援
7 月 24 日 (日)	16:30～18:30	刑事司法の流れ
	9:00～10:30	医療観察
	10:40～12:10	千葉刑務所での教育プログラム
	13:00～14:30	更生保護・出口支援
	14:40～16:10	演習(更生支援計画の作成)

注1-修了要件として、原則として全課程を出席し、演習を行い「更生支援計画」を作成していただきます。

オンライン研修受講中は受講確認のため、受講者側のカメラをオンにした状態で受講いただきます。

注2-刑事司法ソーシャルワーカーとなるためには、刑事司法ソーシャルワークの実務・基礎編及び応用編を終了した後に千葉県社会福祉士会司法福祉委員会に登録することが必要です。

注3-本研修は、認定社会福祉士認証・認定機構に研修認証されております。

科目認証番号：20210005、認証科目：司法福祉(分野共通) 分野専門/地域社会・多文化分野/ソーシャルワーク機能別科目群、1単位

◆新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の為、会場受講、オンライン受講(ZOOM)によるハイブリット研修を実施いたします。受講方法を選択してお申し込みください。

※新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、オンライン研修(ZOOM)のみの開催となる場合がありますのでご了承ください。

2022年5月吉日

司法福祉委員会の活動内容

司法福祉委員会は障害者・高齢者の再犯防止に貢献するために、千葉県弁護士会より依頼を受け弁護士と協働しながら福祉的視点から被疑者の入口支援を行っている。2021年度は10件の依頼があり毎年増えてきている。司法福祉委員会としては、人材育成のために研修や学習会を行っている。

① 研修：千葉県弁護士会と共催で行っている。日本社会福祉士会認定機構に認定された研修である。2021年度は3年ごとの見直しの時期に当たりプログラムを調整し認定機構に再認定された。2022年度は下記の日程で行う。会場は弁護士会館とオンライン受講(ZOOM)によるハイブリッド研修を行う。

刑事司法ソーシャルワークの実務・基礎編：7月23日(土)、7月24日(日)

刑事司法ソーシャルワークの実務・応用編：10月22日(土)、10月23日(日)

講師の方々は千葉県庁、千葉県警察署、千葉県刑務所、千葉県保護観察所、千葉県科学捜査研究所、下総精神病院、千葉大学研究所等の著名な方々をお願いしている。

この研修を受け司法福祉委員会に登録することで司法福祉ソーシャルワーカーとして活動する資格が得られる。

②学習会：実践力を培うために事例検討会、関係機関の講師による講義等。

③マッチング支援：千葉県弁護士会の弁護士から依頼を受け司法福祉ソーシャルワーカーとして登録された方とのマッチングを図る。

課題：司法福祉ソーシャルワーカーが受任したら、弁護士と協働して被疑者との面会や家族との面会、関係機関との連携など限られた日数での活動である。日常の業務をもって活動することが厳しい登録員が多くマッチングに時間がかかる。

議案第3号

規則第4号役員等の報酬等及び費用弁償に関する規程の変更について

次ページに掲載する、一般社団法人千葉県社会福祉士会役員等の報酬等及び費用弁償に関する規程について、総会の承認を求めます。

(提案理由)

●役員が、事務局職員マネジメント、決裁権者との調整、事務局職員が行った事務処理の決裁確認のため事務局において事務処理を行う体制づくりのため。

旧（現行）	新（改正案）				
<p>一般社団法人千葉県社会福祉士会 報酬等に関する規則 規則第4号 平成24年10月28日制定 最新改正 平成26年3月1日</p> <p>第1条（略） （対象）</p> <p>第2条 この規則の適用の対象となる会務とは、次に掲げる活動をいう。 （1）～（3）（略） （4）その他会長が特に報酬の支払い及び費用弁償することを承認して行う事業等に参加すること。</p> <p>2 （略） （報酬）</p> <p>第3条 前条に定める報酬の額は、4時間まで2,500円、4時間を超え8時間まで5,000円、以後4時間ごとに2,500円の加算を基準とし、源泉徴収後の金額を支払うものとする。 2～4 （略）</p> <p>第4条～第10条 （略）</p> <p>附則 1 この規程は、本会の設立登記の日から施行する。 附則 1 この規程は、平成26年度に開催する本会定時総会終了の翌日から施行する。</p>	<p>一般社団法人千葉県社会福祉士会 報酬等に関する規則 規則第4号 平成24年10月28日制定 最新改正 令和4年6月26日</p> <p>第1条（略） （対象）</p> <p>第2条 この規則の適用の対象となる会務とは、次に掲げる活動をいう。 （1）～（3）（略） （4）<u>役員が、事務局職員のマネジメント、決裁権者との調整、事務局職員が行った事務処理の決裁確認のため、事務局において事務処理を行うこと。</u> （5）その他会長が特に報酬の支払い及び費用弁償することを承認して行う事業等に参加すること。</p> <p>2 （略） （報酬）</p> <p>第3条 前条に定める報酬の額は、<u>別表1とし、源泉徴収後の金額を支払うものとする。</u></p> <p>2～4 （略）</p> <p>第4条～第10条 （略）</p> <p>附則1 この規程は、本会の設立登記の日から施行する。 附則1 この規程は、平成26年度に開催する本会定時総会終了の翌日から施行する。 附則1 この規程は、令和4年度に開催する本会定時総会終了の翌日から施行する。</p> <p>別表1</p> <table border="1" data-bbox="815 1704 1382 1998"> <thead> <tr> <th data-bbox="821 1713 1054 1749">対象</th> <th data-bbox="1061 1713 1375 1749">報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="821 1758 1054 1951">前条第1項第1号から第3号、及び第5号に定める報酬の額</td> <td data-bbox="1061 1758 1375 1998">4時間まで2,500円、4時間を超え8時間まで5,000円、以後4時間ごとに2,500円の加算を基準とし、源泉徴</td> </tr> </tbody> </table>	対象	報酬の額	前条第1項第1号から第3号、及び第5号に定める報酬の額	4時間まで2,500円、4時間を超え8時間まで5,000円、以後4時間ごとに2,500円の加算を基準とし、源泉徴
対象	報酬の額				
前条第1項第1号から第3号、及び第5号に定める報酬の額	4時間まで2,500円、4時間を超え8時間まで5,000円、以後4時間ごとに2,500円の加算を基準とし、源泉徴				

		収後の金額を支払うものとする。
	前条第1項第4号に定める報酬の額	1時間ごとに <u>1,800円</u> とし、源泉徴収後の金額を支払うものとする。